東北地域医療支援修学資金【資金循環型】スキーム図　35名※／学年　（案）

※宮城県枠：30人、東北5県枠：5人

基金拠出者（宮城県）

② 出資（拠出金）

運営主体（社団法人）
○修学資金に関する管理全般

⑥ 寄附金

法人・個人
○制度の趣旨に賛同
○運営主体に寄附
○修学資金原資及び運営費に充当

拠出金

③ 助成（修学資金の原資）

① 設置・運営

② 拠出金

⑩ 負担金

指定医療機関（各県の自治体病院等）
○ 受入れ医師に係る修学資金相当額を拠出（年間300万円）
＝3,000万円÷10年

東北医科薬科大学
○地域医療を支える医師の養成
○運営主体の運営費を負担するとともに、全般的に運営をサポート
○宮城県以外の五県枠について、基金を拠出
○修学者・保証人との契約締結、修学資金貸与、債務免除等

④ 修学資金貸与（無利息）

⑤ 学費納付

債務不履行一括返済

債務免除

⑦ 医師要請

⑨ 10年間勤務

修学者（医学生）
○修学生は出身地及び出身高校に関わらず、修学期間6年間の学費充当資金
（3000万円）を借入。
○修学資金貸与に関して保証人（原則として親権者および第三者の2名）徴求及び生命保険加入
○指定医療機関への10年間の勤務（初期研修2年間を含まない）が終了した時点で修学資金の債務を免除
※宮城県以外の東北各県についても、本学の責任において各県1名を選考する（受入れ病院については、初期研修修了時までに、本学の責任において選定する）。

東北六県
⑧
修学者の「勤務先等」を決定

【設置・運営】
① 県と大学が運営主体を設置・運営

【基金拠出】
② 宮城県が自県枠について基金を出資（基金を造成）
五県枠については大学が基金を拠出
その他法人・個人からも拠出を募る

【修学資金貸与】
③ 運営主体が大学に修学資金の原資を助成
④ 大学が学生に修学資金を貸与
⑤ 修学者が大学に学費を納付

【寄附】
⑥ 賛同者による寄付を修学資金の原資及び運営費に充当

【医師派遣】
⑦ 指定医療機関が各県に医師の派遣を要請
⑧ 各県が修学者の勤務先等を決定
⑨ 卒業生が指定医療機関に勤務

【修学資金原資の負担】
⑩ 指定医療機関が修学者への貸与相当額を運営主体に支出

資料2－1